

## 事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事	2024年 7月 30日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
京都府南丹市園部町船阪町田1番地26	太陽機械工業株式会社代表取締役 社長 水主 吉彦
	電話番号： 0771-63-1700

主たる業種	自動車部分品・付属品製造業	細分類番号	3	1	1	3
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	省エネルギー省資源の推進、廃棄物の削減などISO14001の維持・改善により2.0%以上の二酸化炭素排出量の削減を目指す。					
計画を推進するための体制	社長を最高責任者とし、エネルギー管理統括者のもと、各部門長が、自部署を統括する「省エネ推進体制」に基づき実施計画の策定、目標管理アクションプラン進捗表により進捗管理をする。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	2,402.3 トン	3,247.3 トン			35.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量	2,323.8 トン	3,059.3 トン			31.7 パーセント
	実績に対する自己評価	円安の進行により生産数の減少ため排出量の低減				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	園部工場	事業活動に伴う排出の量 (付加価値)	1.29	1.93		49.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )				パーセント
	実績に対する自己評価	円安の進行により生産数の減少ため非効率な生産状況に変化したため原単位の改善が図れなかった。				
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	0 パーセント	0 パーセント			1	
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	設備の適正な運転管理に努める。				
	令和6年度					
	令和7年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	実施しない。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関の利用が難しいため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし					
特記事項	亀岡工場を売却した。 第三計画期間からの超過削減量188トンのうち、第1年度は188トン、第2年度は188トン、第3年度は188トン差し引く					

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。